

行政相談開催日について

行政委員は都筑誠哉さんです。

行政相談では、

- 苦情や困っていることがあるが、どこに相談してよいか分からない。
- 国などの行政機関に苦情や意見・要望を言いたい。
- 手続きやサービスの制度や仕組みが分からない。…などの相談に行政相談委員が応じます。相談は無料で、秘密は厳守されます。

●令和6年度 行政相談開催日

開催日	開催時間		開設場所
月日(曜日)	開始	終了	
4月11日(木)	午前 9時	午後 12時	役場 2階会議室
6月13日(木)			
8月8日(木)			
12月12日(木)			
2月13日(木)			

※10月は、行政相談委員・人権擁護委員・民生児童委員による合同相談会を開催する予定です。開催日程が決まりましたら改めてお知らせいたします。

《お問い合わせ先》

高山村役場 総務課 ☎0279-26-7942(直通)

防災行政無線の機能について

●メール配信サービス

防災行政無線において放送している行政情報、避難情報などがメール配信されます。以下のアドレスに空メールを送信していただくと、返信メールが受信されますので、内容を確認していただきご登録ください。なお、iPhoneからメールを送信される方は件名を「高山村」としてください。(登録は無料。パケット通信費はご本人の負担となります。)

申込みメールアドレス

bousai.gunma-takayama-vill@
raiden2.ktaiwork.jp



●自動電話案内サービス

防災行政無線の放送を聞きのがした際、もう一度聞きたい時などは、以下の番号に掛けていただくと放送内容を確認できます。(通話料はご本人の負担となります。)

自動電話案内サービス電話番号

☎0279-63-2170

☎0279-63-2180

※どちらの番号からでもご利用可能です。



《お問い合わせ先》

高山村役場 総務課 ☎0279-63-2111(内線11)

国保・後期

マイナ保険証を利用すれば、
限度額適用認定証の提示が
不要になります

国民健康保険・後期高齢者医療制度では、限度額適用認定証(非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を提示すると、同じ医療機関で同じ月の支払額を、高額療養費の自己負担限度額までにすることができます。

オンライン資格確認システムを導入している医療機関では、マイナ保険証(保険証利用登録を行ったマイナンバーカード)を利用すれば、限度額適用認定証の提示が不要になります。

限度額適用認定証の役場への事前申請が不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

《お問い合わせ先》

高山村役場 住民課

☎0279-63-2111(内線61・66)

国民健康保険の切替手続きはお済みですか？

国民健康保険から社会保険等へ加入する場合(資格喪失)、または社会保険等から国民健康保険へ加入する場合(資格取得)は、**切替手続きが必要**です。

手続きの際には、下記のものをお持ちのうえ、高山村役場住民課までお願いします。

《国民健康保険から社会保険等へ加入する場合(資格喪失)》

- ・新しく加入した社会保険等の健康保険証
- ・国民健康保険被保険者証(返却)

※届け出が遅れると、社会保険等へ加入していても国民健康保険税が請求されてしまいます。また、国保の保険証で受診してしまった場合は、国保分の医療費を返還していただきます。

※後期高齢者医療制度へ移行する場合には、手続きは必要ありません。

《社会保険等から国民健康保険へ加入する場合(資格取得)》

- ・社会保険等離脱証明書

※届け出が遅れると、国民健康保険税を加入の月までさかのぼって請求します(最大3年間さかのぼります)

《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111(内線61)

住民票・戸籍の謄本等の交付申請について

住民票・戸籍の謄本等の交付申請には、下記のものが必要となりますので、申請時にご用意ください。
なお、各証明書の申請には、押印は不要となりました。

証明書の種類	窓口に来る人	委任状	本人確認書類
住民票	本人	不要	要
	同一世帯員 ^(※1)		
	別世帯の代理人	要	
戸籍の謄本等	本人	不要	
	配偶者・直系血族 ^(※2)		
	配偶者・直系血族以外の代理人	要	
印鑑登録証明書	本人又は本人以外の代理人(印鑑登録証(緑の手帳)が必要です)	不要	

※1 同一世帯員…世帯分離をしている方は対象となりません。

※2 直系血族……本人から見て父母・祖父母・子・孫などの直系にあたる方。配偶者の父母・祖父母などは直系血族ではありません。また、すでに戸籍が別になった兄弟姉妹のものを申請する場合は、委任状が必要になります。
戸籍に係る書類でも、本人でないと交付できないものがあります。(例：身分証明書)

●本人確認書類

請求者等	本人確認書類	
1点で足りるもの (国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真入り身分証明書)	運転免許証 パスポート 個人番号カード(マイナンバーカード) 外国人登録証明書 海技免状 小型船舶操縦免許証 船員手帳 猟銃・空気銃所持許可証 療育手帳 戦傷病者手帳 電気工事士免状 教習資格認定証 認定電気工事従事者認定証 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 無線従事者免許証 宅地建物取引主任者証 動力車操縦者運転免許証 身体障害者手帳 特殊電気工事資格者認定証 運航管理者技能検定合格証明書 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書	
2点必要となるもの	①に掲げるもの及び②に掲げるもの各1点 ②に掲げるものを提示できないときは①に掲げるものを2点	
	① 写真のない書類	・国民健康保険、健康保険、船員保険、若しくは介護保険の被保険者証 ・共済年金若しくは恩給の証書 ・国民年金、厚生年金保険、若しくは船員保険に係る年金証書 ・共済組合員証・国民年金手帳・住基カード(写真無し) ・戸籍(住民票)交付申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書
	② 写真入り書類	・学生証・法人が発行した身分証明書 ・国若しくは地方公共団体が発行した資格証明書

●「委任状」提出の注意点

「委任状」は必ず請求者(使う人)本人が全て記入してください。

申請当日に「委任状」がない場合は、証明書の交付ができませんので、必ず事前に「委任状」を請求者本人に書いてもらってください。「委任状」は高山村役場住民課窓口にあります。

※平日に役場へ来られない方、またはご不明な点がある場合は、住民課(☎0279-63-2111：内線67)にお問い合わせください。

住民課の窓口業務について

住民課窓口では、以下の時間帯は当番制で対応しております。
ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

【時間帯／開庁日】

12:00～13:00

【体制】

職員 1名(当番制)

【対応できる業務】

- 住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本等の各種証明書発行
- 戸籍の届出(死亡届、出生届、婚姻届等)
- 上毛高原駅、渋川駅の駐車場予約

※上記以外の業務については、事前にご相談をいただいた方のみ対応いたします。



《このページのお問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111(内線67)

人間ドック受診費補助制度について

本村では人間ドックを受診された方に対し、下記のとおり受診費の補助を実施しています。社会保険等、国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者でそれぞれ補助額等が異なりますので、内容を確認のうえご利用ください。

< 補 助 制 度 の 概 要 >

●社会保険加入者

- ・対 象 者 満30歳以上で本村に住所を有する者
- ・補 助 対 象 人間ドック
- ・補 助 額 1人 10,000円を限度とする(1人 年度1回のみ補助)
- ・申 請 方 法 保健みらい課窓口(保健福祉センター)に領収書・口座情報がわかるものを持参してください。
- ・受 診 方 法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医 療 機 関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・そ の 他 人間ドックを受診した方は、村が実施しているがん検診を受けられません。
申請の際に、人間ドック健診結果を提出していただく場合があります。
- ・お問い合わせ先 保健みらい課(保健福祉センター内) ☎0279-63-1311

●国民健康保険加入者

- ・対 象 者 満35歳以上75歳未満で高山村の国民健康保険に1年以上加入している者、または加入すると認められる者で国保税を完納している世帯に属する者
- ・補 助 対 象 人間ドック
- ・補 助 額 1人 30,000円を限度とする(1人 年度1回のみ補助)
- ・申 請 方 法 住民課窓口(保健福祉センター)に領収書・口座情報がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。
- ・受 診 方 法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医 療 機 関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・そ の 他 村が実施している特定健診(集団健診・個別健診)を受けた方は、人間ドック受診費補助対象にはなりません。
- ・お問い合わせ先 住民課 ☎0279-63-2111(内線61)

●後期高齢者医療加入者

- ・対 象 者 群馬県後期高齢者医療被保険者で、本村に住所を有し、保険料を完納している者
- ・補 助 対 象 人間ドック
- ・補 助 額 1人 30,000円を限度とする(1人 年度1回のみ補助)
- ・申 請 方 法 住民課窓口(保健福祉センター)に領収書・口座情報がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。なお、**4月～12月受診の方は翌年1月末日までに申請をお願いします。**
翌年1月～3月受診の方は、同1月末日までに事前申請をお願いします。
- ・受 診 方 法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医 療 機 関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・そ の 他 村が実施しているご長寿健診(集団健診・個別健診)を受けた方と脳検査項目のみの脳ドックは、人間ドック受診費補助対象にはなりません。
- ・お問い合わせ先 住民課 ☎0279-63-2111(内線66)

令和6年4月より介護保険料が変更になります

日頃より、村民の皆様には介護保険事業につきましてご理解とご協力いただきありがとうございます。このたび、3年に1度の介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険料額が変更となります。

介護保険制度は老後の安心を社会全体で支える仕組みとなっております。現在日本では高齢化が急速に進んでおり、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることとなります。

高山村においても高齢化が進んでおり、寝たきりや認知症など介護を必要とする方が増加しています。そのような理由を踏まえ、今後の介護保険事業について分析やニーズの把握等を行い、必要な介護保険料を算出した結果となっています。今回変更した保険料につきましては令和6年度から令和8年度までの額となっております。

今後とも介護保険事業につきましてご理解とご協力よろしくお願いいたします。

※基準額(月額)6,000円

所得段階区分		対象者		保険料率	年額 (R6～R8)
	世帯	本人			
第1段階			生活保護の受給者 老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が住民税非課税	基準額×0.285	20,500
第2段階	非課税世帯	本人非課税	合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が80万円以下	基準額×0.485	34,900
第3段階			合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が120万円超	基準額×0.685	49,300
第4段階			合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が80万円以下	基準額×0.9	64,800
第5段階	課税世帯	本人課税	合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が80万円超	基準額×1.0	72,000
第6段階			合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	86,400
第7段階			合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	93,600
第8段階			合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	108,000
第9段階			合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.7	122,400
第10段階			合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.9	136,800
第11段階			合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.1	151,200
第12段階			合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.3	165,600
第13段階			合計所得金額が720万円以上	基準額×2.4	172,800

●第1号保険料額について

第1号保険料は、所得に応じて13段階に設定される仕組みになっていますので、被保険者毎に保険料額が異なります。

第1段階から第3段階は低所得者向け保険料軽減措置後の額です。

基準額に対する割合で年間保険料額を算出するにあたり、100円未満の端数は切り捨てています。

●保険料の納付方法

①第1号保険料の納付については、特別徴収(年金から天引き)か普通徴収(口座振替・窓口納付)の方法に分けられます。

②毎年4月1日時点で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が年額18万円以上の方は、特別徴収となります。

●現在、住民税、介護保険料等の納付を窓口納付されている方につきましては、便利な口座振替をおすすめいたします。

《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 福祉係 ☎0279-63-2111(内線62)

高山村の子育て支援サービス

高山村では、安心して子育てができるように子育て支援策を実施します。保健みらい課が扱う主なサービス内容を下記のとおり紹介いたしますので参考にしてください。

◎児童手当

①支給対象者

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

②支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円



※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

③支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

●認定請求 お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、認定請求書を提出すること(申請)が必要です。申請はお早めをお願いします。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

※認定請求に必要な添付書類

- ・手当振込先の通帳(請求者名義)

●現況届

毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものですが、現況届の提出は原則不要となります。ただし、提出が必要な方は個別に通知します。

※児童手当は令和6年10月から制度改正が予定されています。詳細が決まり次第、お知らせいたします。

◎出産祝金支給事業

出産を祝い、次代を担う児童の確保を図るとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減と児童の健全育成を目的として出産祝金を支給します。

①支給対象者

- (1) 出産した者又はその配偶者で、その出産児を養育する者
- (2) 出産時前1年以上の期間引き続き本村に居住し、住民基本台帳法の規定により登録を有している者(本村において生活実態のない者を除く。)
- (3) (2)要件を満たす配偶者、子(ら)と同居し、かつ、その出産児が小学校に入学するまでの期間ともに本村に住所を有し居住する者

②出産祝金の額

- (1) 第1子 200,000円 (2) 第2子 300,000円 (3) 第3子以降は500,000円

◎乳児おむつ等購入費助成事業

乳児を扶養し、養育する保護者の経済的負担の軽減と福祉の向上及び少子化対策に寄与するため、乳児が必要とするおむつ等の購入費を助成します。

①支給対象者

高山村内に居住する満1歳に満たない者(乳児)を扶養し、高山村内に住所を有する保護者

②助成金の限度額

乳児1人につき月額3,000円(申請の際、領収証を持参してください。)



※上記、2事業は令和7年度から新たな給付金支給事業に移行予定です。詳細は、広報5月号に掲載予定です。

◎出産・子育て応援給付金事業

妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整えることを目的として、国の「出産・子育て応援交付金事業」を活用し、出産・子育て応援給付金を支給します。

①支給対象者

- (1) 妊娠の届出をした妊婦
- (2) 出産した産婦またはその配偶者で、出生児を養育する者

※上記はいずれも令和4年4月以降に妊娠、出産をされた方が対象となります。

対象となる方には、個別でお知らせします。

②支給額

- (1) 出産応援給付金：5万円(支給対象者の妊娠1回につき支給)
- (2) 子育て応援給付金：5万円(支給対象者の出生児1人につき支給)

◎要保護児童対策地域協議会

保護者のない児童又は保護者に監護されることが不相当であると認められる児童の適切な保護、又は保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦への

適切な支援を図るため、高山村要保護児童対策地域協議会が設置されています。

・虐待かと思われる事 ・育児での悩み事 ・その他児童に関して気になる事等があればご相談ください。

◎母子センター(保健福祉センター内 2階)

妊娠期から子育て期にわたるまで、お子さんが健やかに成長し、また保護者が安心して子育てが行えるように、相談や教室、訪問等を実施しています。

出産の準備や心配ごと、母乳やミルクは足りているか、離乳食の進め方、子どもの成長や発達に順調か、

子育てが辛いなど、聞きたいことや心配な事がありましたら保健師や栄養士にご相談ください。

また、ことばや発達に心配なときは、児童相談所の心理士による相談を受けることができます。

◎各種保健事業

保健センターでは、妊娠中から産後のお母さんの体調を確認する妊産婦健康診査、お子さんの発育や発達を確認する乳幼児健康診査、感染症からお子さんを守るための定期予防接種等を実施しています。

任意予防接種については、インフルエンザ(高校

3年生相当の年齢までの方が対象)等の接種費用の補助を行っています。

また、不妊治療を受けた方の治療費の一部を助成しています。

◎子育て支援センター(保健福祉センター内 1階)

主に乳幼児の子どもと子どもを持つ親が交流を深めることなどができます。また、妊婦の方もご利用可能です。

費用は無料で子育ての悩みや不安などを相談する

こともできますのでご利用ください。

開設日は、祝日を除く毎週火曜日と木曜日の午前9時から正午までです。

子育て支援に関する詳細は下記にお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

- 高山村役場 保健みらい課(保健福祉センター) ☎0279-63-1311
- 北部児童相談所 ☎0279-20-1010

高校生の保護者の皆様へ

～高校生等就学費補助金について～

高山村では高等学校等(高等専門学校・専修学校などを含む)へ就学する生徒に対して、その費用の一部を補助する事業を実施していますので、該当される方は忘れずに申請してください。

●対象者

高等学校等に就学する生徒を扶養する保護者で、ともに高山村に住所を有する者

●期間

高等学校等を卒業するまでの間(3年間を限度とします)

●金額 月額 5,000円

●申請手続

補助金交付申請書に必要事項を記入して、高等学校等の在学証明書、住民票(世帯全員)を添付のうえ教育委員会に申請してください。

※対象となる方には申請書を郵送します。

※毎年申請が必要です。

●申請期限 4月30日(火)まで



《お問い合わせ先》 高山村教育委員会事務局 ☎0279-63-3046

高山村農業振興事業補助金について

高山村では、農業の振興を図るための事業を行う農業者及び農業者団体等に対し、事業に要する経費に対して下記のとおり補助金を交付します。

●対象者

次のいずれにも該当する個人または農業者団体

1. 村内に住所を有すること

2. 農業者団体は、代表者、組織及び運営に関する規約等が定められていること
3. 村税及び使用料等の未納がないこと

●補助対象事業と必要書類

補助事業名	事業内容	補助率又は補助額	必要書類
農業用機械等の購入資金補助事業	購入費が10万円以上の農業用機械等の購入に対する補助	購入費の5分の1以内(上限30万円)。ただし、認定農業者及び認定新規就農者は、購入費の10分の3以内(上限50万円)	・農業振興事業補助金交付申請書 ・見積書
生産資材(パイプハウス)の購入資金補助事業	生産資材(パイプハウス)の購入に対する補助	購入費の2分の1以内(上限10万円)	・農業振興事業補助金交付申請書 ・見積書 ・事業開始前の写真
新規作物等の導入資金補助事業	新規作物及び新品種の導入資金に対する補助。ただし、導入から3年間に限る。	導入費の2分の1以内	・農業振興事業補助金交付申請書 ・見積書 ・作物等の詳細がわかる資料
農産物の加工・販売等の補助事業	農産物の加工品開発及び販売等に対する補助。ただし、事業開始から3年間に限る。	事業費の2分の1以内(上限50万円)	・農業振興事業補助金交付申請書 ・見積書 ・事業開始前の写真(施設設備の場合)
農業者団体の運営資金補助事業	農業者団体の活動運営資金に対する補助	前年度事業費等の2分の1以内(上限12万円)	・農業振興事業補助金交付申請書 ・前年度決算書等の写し ・団体規約等の写し
農業者団体の先進地視察等の補助事業	農業者団体の先進地視察等に係る経費に対する補助。ただし、年度内1回に限る。	先進地視察等に係る経費の2分の1以内	・農業振興事業補助金交付申請書 ・見積書 ・視察等の詳細がわかる資料 ・団体規約等の写し
認定新規就農者の経営開始資金補助事業	認定新規就農者の経営開始に対する補助。ただし、経営開始から3年間に限る。	30万円	・農業振興事業補助金交付申請書 ・青年等就農計画認定書の写し
その他村長が認めたもの	農業の振興を促進するための事業であり、村長が認めた事業に要する経費に対する補助	事業に要する経費の5分の1以内(上限30万円)。ただし、認定農業者及び認定新規就農者は、経費の10分の3以内(上限50万円)	・農業振興事業補助金交付申請書 ・見積書等 ・その他村長が必要と認めた資料等

※農業振興事業補助金交付申請書は役場農林課にあります。 ※記載のもの以外にも提出書類が必要な場合があります。

●その他

- ・申請は年3回(4月、7月、10月)受け付けます。申請から決定までは1カ月ほど時間を要します。
- ・申請された事業は「高山村農業振興事業審査委員会」で審査を行い、決定されたものに限り補助金の交付対象となります。

- ・決定通知前に着手した事業については無効となります。
- ・他の制度(県補助等)を受けている場合は対象外となります。
- ・その他、ご不明な点等は下記までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎0279-26-7951(直通)



高山村社会福祉協議会では、「喫茶すまいる」を開催いたします。たまには、ひと息入れながら仲間とおしゃべりをしたり、悩みごとを共有したり、ボランティアをしたい方やボランティアを必要とする方、誰でも気軽に交流できる、心地よい居場所を心掛けています。皆さまのお越しを美味しいコーヒーと一緒にお待ちしております。

- 開催日 令和6年4月19日(金) 午後1:30~3:00
5月17日(金) 〃
6月21日(金) 〃

- 場 所 交流施設 なごみ ●参加費 無料
福祉バスをご利用する場合は、予約連絡をお願いします。

《お問い合わせ先》 高山村社会福祉協議会 ☎0279-63-2075

この事業につきましては、共同募金の配分金が充てられる予定です。

「こころの健康相談」のご案内

眠れない、ゆううつ、お酒を飲むと人が変わる、物忘れ、ひきこもりなど、こころの悩みがあり相談したい方を対象に、精神科医師による相談を実施いたします。

●日時 4月25日(木)午後2時から(予約制)

●場所 いぶき会館 3階 会議室

※相談は、**予約制**です。相談を希望される際は、4月22日までに保健福祉センター(☎0279-63-1311)までお申し込みください。

高山村地域づくり支援事業について

地域の活性化や潤いのある住み良い村づくり実現のため、行政区・各種団体が実施する地域づくり事業の経費の一部を助成します。

●補助金の対象

環境整備活動 花いっぱい活動、環境美化活動、地域文化の継承に関する整備活動等
地域活性化活動 世代交流事業、イベント等の開催等

花いっぱい活動事業は、花壇管理料及び花苗・花壇整備資材を含め上限20万円、花いっぱい活動以外の事業は上限10万円とします。

《お問い合わせ先》

高山村役場 地域振興課 ☎0279-26-7944(直通)

生き生き元気の集い

～楽しく体を動かして、
みんなで元気に過ごしましょう～

●開催日時 1回目 令和6年4月9日(火)
2回目 4月24日(水)

いずれも午後2時から
(午後3時30分ごろ終了予定)

●場 所 高山村保健福祉センター

●対 象 おおむね65歳以上の方

●内 容 体力測定・ストレッチ・体操・
足腰の痛みの相談 など

●持 ち 物 上履き、水分補給のための飲み物、
タオル(浴用サイズのもの)

なごみ茶屋

～おしゃべりやゲームなど、
みんなで楽しく過ごしましょう～

●開催日時 令和6年4月16日(火)

午前10時から
(午前11時30分ごろ終了予定)

●場 所 交流施設 なごみ

●対 象 どなたでもご参加できます

●内 容 工作・ゲーム・
ミニ体操 など



◎感染予防対策にご協力をお願いします。

《お問い合わせ先》 高山村保健福祉センター 保健師 ☎0279-63-1311

+ 4月の 当番医 予定表



※診療時間は午前9時から午後5時までです。できるだけ時間内に受診してください。

※急患のための当番医制度ですので、緊急患者以外の受診はご遠慮願います。

※在宅待機のため、原則として往診はいたしません。

※専門外の疾患の場合は対応しかねることもあります。

日	科	内 科	外 科	休日夜間当番病院
4月7日(日)		東吾妻町診療所(東吾妻町) 0279(59)3010	原町赤十字病院(東吾妻町) 0279(68)2711	原町赤十字病院(東吾妻町) 0279(68)2711
4月14日(日)		田島病院(中之条町) 0279(75)3350	吾妻さくら病院(中之条町) 0279(75)3011	吾妻さくら病院(中之条町) 0279(75)3011
4月21日(日)		四万診療所(中之条町) 0279(64)2136	原町赤十字病院(東吾妻町) 0279(68)2711	原町赤十字病院(東吾妻町) 0279(68)2711
4月28日(日)		しまだ医院(中之条町) 0279(76)3435	吾妻さくら病院(中之条町) 0279(75)3011	吾妻さくら病院(中之条町) 0279(75)3011
4月29日(月)		吾妻さくら病院(中之条町) 0279(75)3011	西吾妻福祉病院(長野原町) 0279(83)7111	西吾妻福祉病院(長野原町) 0279(83)7111